

奈良市新斎苑建設に伴う土地購入等に関する覚書

奈良市（以下「甲」という。）と [REDACTED]・[REDACTED]（以下「乙」という。）の間で、奈良市新斎苑建設に伴う土地購入等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲乙協議の結果、奈良市新斎苑建設に伴う乙の所有する土地（奈良市横井町924番1他）の購入等について定めるものとする。

（土地購入）

第2条 甲は、奈良市新斎苑建設に伴い、乙の所有する土地（奈良市横井町924番1他）について、下記の条件が満たされ次第、奈良市新斎苑建設用地として、鑑定評価等に基づく適切な価格で購入するものとし、最大限の努力をする。

- 条件
- ・新斎苑建設に伴う都市計画決定
 - ・奈良市議会で上記土地購入のための必要な議決

（協力）

第3条 甲は、奈良市新斎苑建設に向けて必要とする地形調査、土質調査、環境影響評価調査、用地測量調査等を実施する場合は、その都度乙に事前に通知するものとし、乙は所有する土地への甲の立ち入り等必要な作業等の実施を容認するものとする。なお、甲が実施した上記の調査結果は成果品として乙に報告するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月30日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸



乙 大東市 [REDACTED]

東大阪市 [REDACTED]